

○刑事訴訟法に基づく司法警察員等の指定に関する規則

昭和29年7月1日
公安委員会規則第5号

(司法警察員等)

第1条 山口県警察に勤務する警察官のうち、巡査部長以上の階級にある警察官は司法警察員とし、巡査の階級にある警察官は司法巡査とする。

2 山口県警察本部長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、山口県警察に所属する巡査の階級にある警察官を、司法警察員に指定することができる。

(逮捕状を請求することができる司法警察員)

第2条 山口県警察に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第199条第1項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。

- (1) 山口県警察本部長
- (2) 山口県警察本部の生活安全部、地域部、刑事部、交通部及び警備部に勤務する警部以上の階級にある警察官
- (3) 警察署に勤務する警部以上の階級にある警察官